

瀬戸内シーライン定期券払戻しについて

令和2年4月22日

【例】小用/呉中央航路の場合(高速船)

1ヶ月定期券

●1ヶ月定期金額-(片道運賃×2回×使用日数)-手数料=払戻額

・5日使用した場合

(通勤) 16,260円-(560円×2回×5日)-100円=10,560円

(通学) 6,120円-(560円×2回×5日)-100円=420円

3ヶ月定期券

●3ヶ月定期金額-(使用月定期金額)-(片道運賃×2回×使用日数)-手数料=払戻額

・1ヶ月5日使用した場合

(通勤) 46,830円-(16,260円)-(560円×2回×5日)-100円=24,870円

(通学) 17,740円-(6,120円)-(560円×2回×5日)-100円=5,920円

6ヶ月定期券

●6ヶ月定期金額-(使用月定期金額)-(片道運賃×2回×使用日数)-手数料=払戻額

・3ヶ月5日使用した場合

(通勤) 91,800円-(46,830円)-(560円×2回×5日)-100円=39,270円

(通学) 34,250円-(17,740円)-(560円×2回×5日)-100円=10,810円

(1) 月間使用日数によっては、1ヶ月定期金額を超える事がありますが、この場合は1ヶ月定期金額として計算します。

(2) 計算によってマイナスになった場合は払戻しはありません。

(3) 払戻しの理由が、コロナ感染拡大による影響の場合は払戻手数料はかかりません。

詳細、ご不明点は窓口、下記お電話でお問い合わせ下さい。

瀬戸内シーライン株式会社
082-254-1701